

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 森 哲 次

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成20年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 1. 第89期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与の支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.neg.co.jp/JP/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度の世界経済は、アジアでは中国などで景気拡大が続き、また欧州は全体として緩やかな回復基調の下で推移しましたが、米国ではサブプライムローン問題を背景に期後半景気が減速に向かいました。

日本経済は、原油や素材価格が高騰し、個人消費も伸び悩む中であって、堅調な輸出や底堅い設備投資に支えられ引き続き回復基調をたどりましたが、期終盤にかけて急速に円高が進むなど景気の先行きに不透明感が高まってきました。

当社グループのコア事業であるディスプレイ用ガラス分野では、上述のような経済情勢下でありながらも、薄型テレビ市場の成長などを背景に薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラスの需要が拡大しました。

当連結会計年度の成果

	第88期 (18.4 ~ 19.3)	第89期 (19.4 ~ 20.3)	増減
	百万円	百万円	%
売上高	336,410	368,267	9.5
営業利益	84,585	100,882	19.3
経常利益	81,425	96,942	19.1
当期純利益	40,358	50,668	25.5

連結売上高は、FPD用ガラスの販売拡大により情報・通信関連部門が増加し、また、ガラスファイバの販売増加に支えられてその他部門も前連結会計年度を上回りました。

損益面では、製品価格の下落をはじめ原燃料価格の高騰や減価償却費の増加などの利益圧迫要因をFPD用ガラスの販売増や生産性改善などで吸収し、増益となりました。

特別損益については、英国旧子会社に係る投資有価証券清算益、CRT用ガラス生産設備及びインドネシア子会社解散に係る減損損失、株式市況低迷に伴う投資有価証券評価損などが発生しました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

区 分			第88期 (18.4～19.3)		第89期 (19.4～20.3)		増 減	
			売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	比 率
ガ ラ ス 事 業	関 連 ・ 部 通 門 信	ディスプレイ用ガラス	百万円 256,889	% 76.4	百万円 284,881	% 77.3	百万円 27,992	% 10.9
		電子部品用ガラス	14,842	4.4	16,130	4.4	1,287	8.7
		小 計	271,731	80.8	301,011	81.7	29,280	10.8
	部 そ の 門 他	ガラスファイバ	26,289	7.8	31,416	8.5	5,127	19.5
		建築・耐熱・照明薬事用その他	36,923	11.0	34,380	9.4	△2,543	△6.9
		小 計	63,212	18.8	65,796	17.9	2,584	4.1
	ガ ラ ス 事 業 計		334,944	99.6	366,808	99.6	31,864	9.5
	その他		1,466	0.4	1,458	0.4	△7	△0.5
	合 計		336,410	100.0	368,267	100.0	31,856	9.5

【情報・通信関連部門】

〔ディスプレイ用ガラス〕

F P D用ガラスのうち液晶用基板ガラスは、既存設備の生産性改善に加え平成19年12月に新設備を稼働させ需要増に対応した結果、前連結会計年度に比べ販売を伸ばしました。P D P用基板ガラスや液晶バックライト用ガラスは、価格下落などの影響を受け計画を下回りました。

C R T用ガラスは、市場縮小と当社グループの能力減少（マレーシア子会社の生産設備削減、インドネシア子会社の解散決定）により販売は減少しました。

〔電子部品用ガラス〕

イメージセンサ用ガラスがデジタルカメラや携帯電話向けに販売が堅調であったことなどから、前連結会計年度を上回りました。

以上の結果、情報・通信関連部門の売上高は3,010億11百万円（前連結会計年度比10.8%増）となりました。

【その他部門】

〔ガラスファイバ〕

自動車部品向け高機能樹脂強化用ガラスファイバの需要増に対応し、平成19年7月にマレーシア子会社で新設備を稼働させました。これが期後半に寄与したことなどから販売は増加しました。

〔建築・耐熱・照明薬事用その他〕

建築基準法改正に伴う工事認可遅れの影響などから建築用ガラスの販売が減少したほか、全般に販売が伸び悩み前連結会計年度を下回りました。

以上の結果、その他部門の売上高は657億96百万円（同4.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,072億83百万円です。

情報・通信関連部門においては、FPD用ガラスの生産能力の拡充を中心に815億78百万円の設備投資を行いました。

その他部門においては、ガラスファイバの生産能力の拡充を中心に256億97百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金、社債償還資金及び運転資金であり、これらを自己資金、借入金及び公募増資等でまかないました。また、連結子会社の所要資金については、連結有利子負債を圧縮する方針からグループ内での貸付けによる充当を中心とし、一部を借入金でまかないました。

上記の公募増資等の概要は以下のとおりです。

区 分	発行・処分株式数	1株当たり払込金額	調 達 金 額	払 込 期 日
公募増資	1,830万株	1,504.92円	275億円	平成20年2月14日
自己株式の処分（売出し）	105万株	1,504.92円	15億円	平成20年2月14日

(4) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	173億円
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	141億円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	102億円

(5) 対処すべき課題

米国をはじめとする世界の景気動向や原燃料価格、為替相場の行方など、マクロの経済情勢は当面予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループの事業分野では、主力のF P D用ガラスを中心に堅調な事業環境が期待できることから、引き続き売上げの増加を見込んでおりますが、需要先業界での競争激化や今後の景気動向に絡んで製品の需給や価格に係る事業環境に急速な変化が生じることも想定する必要があります。

損益面では、製品価格の動向をはじめ、設備立上げや生産性改善の進捗、設備拡充と税制改正に伴う償却負担の増加、原燃料価格のさらなる高騰などが業績に影響を及ぼす要素として考えられます。

このような中、当社といたしましては、現下の主たる経営課題に対して次のような諸施策をもって対処し、業績の維持・向上に力を注いでまいります。

(ディスプレイ用ガラス)

- ・ F P D用ガラス：既存設備の改善等を通じた供給能力の引上げや歩留まり向上に力を注いでまいります。設備増強につきましても、今秋稼働に向け新設備の建設を進めておりますが、将来的な需要見通し等を見据えながら、引き続き適切なタイミングでの増設を行ってまいります。これらにより需要拡大に対応しつつ収益の維持・向上を図ります。同時に環境配慮製品の供給能力の拡大を着実に進めます。さらに薄型化・軽量化を含め将来のニーズに対応した超薄板ガラスに係る技術開発を促進してまいります。
- ・ C R T用ガラス：市場の縮小に対応した生産体制により収益性の確保を図ります。

(電子部品用ガラス)

イメージングデバイスや光通信関連分野の強化を図るとともに、薄膜などのNON-ガラス技術を活用しつつ先端技術分野向けの製品開発を推進してまいります。

(ガラスファイバ)

世界的な需要増に対応するため前連結会計年度、当連結会計年度とマレーシア子会社において設備増強を行いました。これらを含め設備の生産性向上に取り組んでまいります。

(耐熱ガラス)

既存主要製品の成長を期するとともに、結晶化ガラスの優れた特性を活かした用途開発を進めてまいります。

(有利子負債削減)

F P D用ガラス分野を中心に多額の設備投資が続いていますが、需要動向を見据えたタイムリーな設備投資に重点を置きつつ、一段の削減に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第86期 (16. 4～17. 3)	第87期 (17. 4～18. 3)	第88期 (18. 4～19. 3)	第89期 (19. 4～20. 3)
売 上 高	310,198百万円	296,440百万円	336,410百万円	368,267百万円
営 業 利 益	51,108百万円	51,952百万円	84,585百万円	100,882百万円
経 常 利 益	49,236百万円	49,380百万円	81,425百万円	96,942百万円
当 期 純 利 益	11,954百万円	3,231百万円	40,358百万円	50,668百万円
1株当たり当期純利益金額	36円97銭	9円71銭	126円55銭	105円29銭
総 資 産	495,567百万円	486,016百万円	519,707百万円	588,030百万円
純 資 産	217,588百万円	231,004百万円	276,555百万円	347,785百万円
1株当たり純資産額	681円50銭	723円87銭	852円83銭	691円27銭

- (注) 1. 当社は、平成17年3月10日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、第86期の1株当たり当期純利益金額については、株式分割が期首に行われたものとして算出しています。
2. 当社は、平成19年4月1日付をもって普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行いました。
3. 第88期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

(7) 重要な子会社の状況等（平成20年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金等	当社の出資比率	主要な事業内容
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	358百万マレーシアドル	100%	ディスプレイ用ガラス、ガラスファイバ及び耐熱ガラスの製造、販売
福建電気硝子有限公司	127百万米ドル	91.4%	ディスプレイ用ガラスの製造、販売
日本電気硝子（韓国）株式会社	5,000百万ウォン	100%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売
台湾電気硝子股份有限公司	207百万台湾ドル	100%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売
坡州電気硝子株式会社	36,000百万ウォン	60.0%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売

- (注) 1. 当社は、平成19年9月、P. T. ニッポン・エレクトリック・グラス・インドネシアを解散することを決議しました。同社は、現在、清算手続き中であり重要性がなくなったため、上表から除いています。
2. 当連結会計年度において、関連会社1社を子会社とし同社を連結の範囲に加えたことから、上記の重要な子会社5社を含め、連結子会社は合計23社となりました。

② 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の総株主の議決権数の24.4%（間接所有分11.4%を含む）を実質的に保有しており、当社は同社の関連会社です。

(8) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、情報・通信関連向けガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区 分		主 要 製 品
情報・通信関連部門	ディスプレイ用ガラス	薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 基板ガラス バックライト用ガラス プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス 基板ガラス ガラスペースト ブラウン管（CRT）用ガラス
	電子部品用ガラス	光関連ガラス 光ファイバ接続用キャピラリ・フェルル 球レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロ・プリフォーム> 電子デバイス用ガラス 粉末ガラス 板ガラス 管ガラス
その他の部門	ガラスファイバ	機能樹脂用チョップドストランド プリント配線板用ヤーン 強化プラスチック用ロービング 耐アルカリ性ガラスファイバ
	建築・耐熱・照明薬事用その他	建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ>・<ラピエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 放射線遮へい用ガラス インテリア/エクステリア用ガラス
		耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 耐熱ガラス<ネオレックス>
	照明用ガラス 医薬・理化学用ガラス 魔法びん用ガラス ガラス製造機械	

(9) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
藤 沢 事 業 場	神 奈 川 県 藤 沢 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 伊 香 郡
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
若 狭 上 中 事 業 場	福 井 県 三 方 上 中 郡
精密ガラス加工センター	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn.Bhd.	マレーシアセランゴール州
福建電気硝子有限公司	中華人民共和国福建省
日本電気硝子（韓国）株式会社	大韓民国慶尚北道
台湾電気硝子股份有限公司	台 湾 台 中 県
坡州電気硝子株式会社	大韓民国京畿道

(10) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	
ガ ラ ス 事 業	情報・通信関連部門	5,017名
	そ の 他 部 門	1,150名
	ガ ラ ス 事 業 計	6,167名
そ の 他	—	31名
管 理 部 門		78名
合 計		6,276名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 当社の従業員数は、1,938名です。

2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 497,616,234株（うち、自己株式46,344株）

(注) 1. 平成19年3月5日開催の取締役会において、同年3月31日現在の株主に対し、同年4月1日付をもって普通株式1株を1.5株に分割するとともに、当社定款を変更し、発行可能株式総数を分割比率に応じて増加させる決議をしました。これにより、発行可能株式総数は400,000,000株増加し1,200,000,000株に、発行済株式の総数は159,772,078株増加し479,316,234株になりました。

2. 平成20年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成20年2月14日を払込期日として公募増資を行い、普通株式18,300,000株を発行しました。これにより、発行済株式の総数は497,616,234株になりました。

なお、上記公募増資と同時に自己株式1,050,000株の処分（売出し）を行いました。

- (3) 株主数 13,841名

(4) 大株主

氏名又は名称	持株数	出資比率
日本電気株式会社	64,828千株	13.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	55,780千株	11.2%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	26,351千株	5.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	24,895千株	5.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,798千株	3.8%
ニプロ株式会社	17,824千株	3.6%
株式会社 滋賀銀行	8,089千株	1.6%
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	7,922千株	1.6%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	7,872千株	1.6%
大和証券エスエムビーシー株式会社	7,754千株	1.6%

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数55,780千株は、日本電気株式会社が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであり、その議決権は日本電気株式会社が実質的に保有しています。

2. フィデリティ投信株式会社及び共同保有者1社から、平成20年2月21日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成20年2月15日現在で合計33,070千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
森 哲 次	取締役会長 (代表取締役)	
井 筒 雄 三	社 長 (代表取締役)	社長執行役員 (担当：監査)
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員〔統括：電子部品事業、薄膜事業、 開発、環境管理〕 電子部品事業本部長 東陽電子硝子株式会社代表理事
稲 田 勝 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業〕 コンシューマーガラス事業本部長兼ガラス繊維事業本部長
有 岡 雅 行	取 締 役	常務執行役員〔統括：液晶板ガラス事業、プラズマ 板ガラス事業〕 液晶板ガラス事業本部長
阿 閉 正 美	取 締 役	常務執行役員〔統括：経理 担当：総務、資材〕
山 本 茂	取 締 役	常務執行役員 (担当：技術、技術開発、研究、特許) 株式会社電気硝子特許センター社長 (※)
稲 増 耕 一	取 締 役	常務執行役員 (統括：CRT事業) CRT事業本部長 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 社長
伊 藤 修 二	取 締 役	常務執行役員〔担当：環境管理、製造技術、工務、 施設〕
安 田 斎	常 勤 監 査 役	
宮 元 信 廣	常 勤 監 査 役	
竹 内 卓 郎	監 査 役	弁護士
岡 田 不 二 郎	監 査 役	日本電気株式会社執行役員

- (注) 1. 林 稔雄氏は、平成19年6月28日開催の第88期定時株主総会終了時をもって監査役を辞任しました。
2. 監査役竹内卓郎及び岡田不二郎の両氏は、社外監査役です。
3. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び他の法人等の代表状況等」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成20年3月31日現在、取締役でない執行役員は11名が在任しています。
4. ※同社は、平成20年4月1日付をもって、株式会社電気硝子技術情報センターに社名を変更しています。

5. 平成20年4月1日付をもって取締役加藤 博、有岡雅行、阿閉正美及び山本 茂の4氏の「担当及び他の法人等の代表状況等」が次のとおりとなりました。

氏 名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員〔統括：電子部品事業、 薄膜事業、環境管理〕 電子部品事業本部長 東陽電子硝子株式会社代表理事
有 岡 雅 行	取 締 役	専務執行役員〔統括：液晶板ガラス事業、 プラズマ板ガラス事業〕 液晶板ガラス事業本部長
阿 閉 正 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：経理 担当：総務、資材〕
山 本 茂	取 締 役	常務執行役員〔担当：技術、技術開発、研究、 特許、開発〕 株式会社電気硝子技術情報センター社長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	9名	382百万円
監 査 役	4名	42百万円
計	13名	424百万円

(注) なお、取締役の報酬等の額には、平成20年6月27日開催の第89期定時株主総会において決議予定の取締役賞与129百万円を含めています。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社における業務執行取締役等、社外役員の兼任状況（平成20年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 務 状 況
監 査 役	岡 田 不 二 郎	日本電気株式会社執行役員

(注) 当社は日本電気株式会社の関連会社です。当社は同社よりコンピューター、通信機器等を購入しているほか、保守、通信サービスの提供等を受けています。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	竹 内 卓 郎	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	岡 田 不 二 郎	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に企業法務面から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

④ 社外役員の報酬等の総額

人 数	報 酬 等 の 総 額
2名	8百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	39百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

2. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況等」に記載の当社の重要な会社5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務として、財務報告に係る内部統制の評価作業に関連した助言業務並びに公募増資及び自己株式の処分（売出し）に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行う。これらの内容は、定期的に取り締役会及び監査役に報告する。

内部監査部門（監査部）は、適宜、内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか会社が定める規程、ガイドライン等に基づいて、適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。また、新たに生じたリスクについては、社長執行役員が速やかに対応責任者を決定し対策を講じる。

経営上特に重要な事項については、経営会議、取締役会で審議・報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定める。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討する。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用する。

また、当社グループの財務報告の適正性確保のために、法令等に従い適切に報告書を提出できる体制を整備する。

このほか、子会社に役員を派遣するほか本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決する。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助する。また、当該従業員の異動等の取り扱いについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行う。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行う。

このほか、取締役及び従業員は、監査役会が要求した場合には速やかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為等（以下、大規模買付行為という）の中には、株主に株式の売却を事実上強制する恐れのあるものや株主が買付の条件等について検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものもあります。このような大規模買付行為を行う者（以下、大規模買付者という）は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の売上の大部分は、特定の限られた顧客との取引に依存しており、これら顧客との緊密な取引関係を重視した経営と事業活動を行わなければ、継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源です。当社では、これらの経営資源の蓄積を最大限活用しつつ、

- 顧客の新たなニーズを早期にキャッチし、研究開発・製造・営業各部門が連携する当社独自の開発体制をもとに保有する要素技術を応用・援用し、短期間に顧客の求める新製品を開発・供給すること
- 事業環境の変化に的確に対応しつつ、FPD関連など成長分野に重点的に経営資源を投入すること
- 常に技術レベルの向上に努め、より効率的な生産・供給体制を築き、収益性を高めること
- 特殊ガラス・ハイテクガラス素材をベースに複合技術を強化・拡充し、機能商品分野へと事業を展開すること

により、より長期的な視点から企業価値の増大に努めることとしております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社では次のような大規模買付ルールを定めています。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、遵守されている場合でも当社に回復しがたい損害を与えるなど当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合は、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりです。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出（大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の表明書を提出していただきます。）
- ② 大規模買付情報の提供（大規模買付ルール遵守表明書を受領後、大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、当該リストに記載の情報を提供していただきます。当該情報は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。）
- ③ 取締役会による評価検討（取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間又は90日間を取締役会による評価、検討、

交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、取締役会が必要と判断した場合、株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、この取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。)

(4) 上記(2)(3)の取り組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(2)(3)の取り組みは、合理的な範囲で利用されるように、以下の仕組みを備えています。

- ① 経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足していること
- ② 大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまの為に交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③ 本大規模買付ルールに係る対応方針の導入を株主総会においてご承認をいただいたこと、また、本対応方針の有効期間を3年間と設定していることなど、株主の皆さまの意向が反映される仕組みにしており、株主意思を重視するものであること
- ④ 取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除するため、本対応方針の運営に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置することで、独立性の高い社外者の判断を重視していること
- ⑤ 本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保していること
- ⑥ 特別委員会は、当社の費用で、弁護士、公認会計士など独立した第三者の助言を受けることができ、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑦ 本対応方針は、株主総会で廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと

なお、本対応方針の詳細は、当社ホームページ（平成18年5月9日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」（<http://www.neg.co.jp/>））をご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	238,858	流 動 負 債	189,606
現金及び預金	101,046	支払手形及び買掛金	46,070
受取手形及び売掛金	84,825	短期借入金	67,654
たな卸資産	39,730	未払金	35,105
繰延税金資産	10,011	未払法人税等	29,629
その他	3,824	その他の引当金	351
貸倒引当金	△ 579	その他	10,794
固 定 資 産	349,172	固 定 負 債	50,639
有 形 固 定 資 産	318,527	社 債	20,000
建物及び構築物	44,489	長期借入金	9,112
機械装置及び運搬具	240,544	特別修繕引当金	17,611
土地	14,322	その他の引当金	1,766
建設仮勘定	16,229	その他	2,148
その他	2,941	負 債 合 計	240,245
無 形 固 定 資 産	863	(純資産の部)	
のれん	116	株 主 資 本	339,431
その他	746	資 本 金	32,155
投 資 其 他 の 資 産	29,781	資 本 剰 余 金	34,516
投資有価証券	19,265	利 益 剰 余 金	272,803
繰延税金資産	6,904	自 己 株 式	△ 44
その他	4,080	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,522
貸倒引当金	△ 468	その他有価証券評価差額金	3,683
資 産 合 計	588,030	為替換算調整勘定	838
		少 数 株 主 持 分	3,832
		純 資 産 合 計	347,785
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	588,030

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	368,267
売 上 原 価	241,576
売 上 総 利 益	126,690
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	25,808
営 業 利 益	100,882
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,260
そ の 他	1,577
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,444
た な 卸 資 産 廃 棄 損	1,684
固 定 資 産 除 却 損	1,479
そ の 他	2,168
経 常 利 益	96,942
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	724
投 資 有 価 証 券 売 却 益	368
投 資 有 価 証 券 清 算 益	2,065
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,766
減 損 損 失	6,363
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,267
そ の 他	228
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	90,474
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	38,210
法 人 税 等 調 整 額	1,668
少 数 株 主 損 失	△ 72
当 期 純 利 益	50,668

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年3月31日残高	18,385	20,129	225,961	△805	263,671
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	13,770	13,770	—	—	27,540
剰余金の配当	—	—	△3,826	—	△3,826
当期純利益	—	—	50,668	—	50,668
自己株式の取得	—	—	—	△226	△226
自己株式の処分	—	616	—	986	1,603
中国会計基準による減少額	—	—	△0	—	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	13,770	14,386	46,842	760	75,759
平成20年3月31日残高	32,155	34,516	272,803	△44	339,431

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	為 替 替 換 算 定 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成19年3月31日残高	6,969	1,309	8,279	4,605	276,555
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	27,540
剰余金の配当	—	—	—	—	△3,826
当期純利益	—	—	—	—	50,668
自己株式の取得	—	—	—	—	△226
自己株式の処分	—	—	—	—	1,603
中国会計基準による減少額	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,286	△470	△3,757	△772	△4,529
連結会計年度中の変動額合計	△3,286	△470	△3,757	△772	71,229
平成20年3月31日残高	3,683	838	4,522	3,832	347,785

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.、福建電気硝子有限公司、日本電気硝子(韓国)株式会社、台湾電気硝子股份有限公司、坡州電気硝子株式会社

当連結会計年度において、関連会社であった滋賀日万株式会社の株式を追加取得し子会社としたため連結の範囲に加えています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.、ニッポン・エレクトリック・グラス・メキシコS. A. de C. V.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

主要な非連結子会社及び関連会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.、ニッポン・エレクトリック・グラス・メキシコS. A. de C. V.、サンゴバン・ティーエム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社(ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.ほか9社)の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ
時価法を採用しています。

③ たな卸資産
製品
主として移動平均法による低価法を採用しています。
その他

主として移動平均法による原価法を採用しています。また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しています。
また、在外連結子会社は主として定率法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械装置及び運搬具 9～13年

(会計処理の原則又は手続きの変更)

当社及び国内連結子会社は、平成19年度の法人税法改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ998百万円減少しています。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、平成19年度の法人税法改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ595百万円減少しています。

② 無形固定資産
定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 製品補償損失引当金
当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。

③ 役員賞与引当金
取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当連結会計年度末自己都合要支給額）によっています。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。
 - ⑥ 特別修繕引当金
ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。
- (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、在外連結子会社は通常の売買取引に準じた会計処理によっています。
- (6) ヘッジ会計の方法
通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しています。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 299,144百万円
2. 圧縮記帳
過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械装置及び運搬具34百万円です。
3. 担保に供している資産
- | | |
|---------|----------|
| 有形固定資産 | 1,080百万円 |
| 無形固定資産 | 167百万円 |
| 担保に係る債務 | 1,002百万円 |
4. 保証債務等
- | | |
|---|----------|
| 当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証 | 1,347百万円 |
| その他の偶発債務 | |
| 当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。 | |
| (1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等 | |
| (2) 清算人の報酬 | |
| なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。 | |
| 受取手形割引高 | 104百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通株式 497,616,234株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成19年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,913	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年10月24日 取 締 役 会	普通株式	1,912	4.00	平成19年9月30日	平成19年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成20年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,487	利 益 剰 余 金	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 691円27銭
2. 1株当たり当期純利益金額 105円29銭

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	199,795	流動負債	179,966
現金及び預金	71,706	買掛金	42,104
受取手形	3,555	短期借入金	63,746
売掛金	80,942	一年以内に返済予定の長期借入金	1,893
製品及び商品	9,605	未払金	32,667
半製品及び仕掛品	9,523	未払費用	7,274
原材料及び貯蔵品	10,910	未払法人税等	27,600
繰延税金資産	7,975	その他の引当金	331
その他	5,677	その他	4,350
貸倒引当金	△ 101	固定負債	41,342
固定資産	316,291	社債	20,000
有形固定資産	251,112	長期借入金	1,214
建物及び構築物	33,051	特別修繕引当金	17,611
機械及び装置	191,796	その他の引当金	385
運搬具及び工具器具備品	2,243	その他	2,131
土地	8,999	負債合計	221,309
建設仮勘定	15,021	(純資産の部)	
無形固定資産	303	株主資本	291,093
施設利用権	60	資本金	32,155
その他	243	資本剰余金	34,516
投資その他の資産	64,875	資本準備金	33,885
投資有価証券	16,838	その他資本剰余金	630
関係会社株式	23,223	利益剰余金	224,466
関係会社出資金	6,402	利益準備金	2,988
長期貸付金	11,069	その他利益剰余金	221,477
繰延税金資産	4,584	別途積立金	155,770
その他	2,950	繰越利益剰余金	65,707
貸倒引当金	△ 194	自己株式	△ 44
資産合計	516,086	評価・換算差額等	3,683
		その他有価証券評価差額金	3,683
		純資産合計	294,776
		負債及び純資産合計	516,086

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	303,616
売 上 原 価	193,856
売 上 総 利 益	109,760
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,168
営 業 利 益	92,592
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4,632
受 取 技 術 援 助 料	1,861
そ の 他	1,721
	8,215
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,158
た な 卸 資 産 廃 棄 損	1,653
固 定 資 産 除 却 損	1,430
そ の 他	2,824
	7,066
経 常 利 益	93,740
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	337
投 資 有 価 証 券 売 却 益	368
投 資 有 価 証 券 清 算 益	2,065
	2,771
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,405
減 損 損 失	1,770
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,267
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	2,607
そ の 他	280
	7,332
税 引 前 当 期 純 利 益	89,179
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	34,808
法 人 税 等 調 整 額	1,290
当 期 純 利 益	53,081

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	剰 余 金	
平成19年3月31日残高	18,385	20,115	14	20,129	2,988	125,770	46,453	175,211	
事業年度中の変動額									
新株の発行	13,770	13,770	-	13,770	-	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△ 3,826	△ 3,826	
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	30,000	△ 30,000	-	
当期純利益	-	-	-	-	-	-	53,081	53,081	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	616	616	-	-	-	-	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	13,770	13,770	616	14,386	-	30,000	19,254	49,254	
平成20年3月31日残高	32,155	33,885	630	34,516	2,988	155,770	65,707	224,466	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証券評価 差 額	
平成19年3月31日残高	△ 805	212,921	6,969	219,891
事業年度中の変動額				
新株の発行	-	27,540	-	27,540
剰余金の配当	-	△ 3,826	-	△ 3,826
別途積立金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	53,081	-	53,081
自己株式の取得	△ 226	△ 226	-	△ 226
自己株式の処分	986	1,603	-	1,603
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	-	-	△ 3,286	△ 3,286
事業年度中の変動額合計	760	78,171	△ 3,286	74,885
平成20年3月31日残高	△ 44	291,093	3,683	294,776

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ

時価法を採用しています。

(3) たな卸資産

製品については移動平均法による低価法を、仕掛品については先入先出法による原価法を、その他のたな卸資産については移動平均法による原価法をそれぞれ採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械及び装置 9～13年

(会計処理の原則又は手続きの変更)

平成19年度の法人税法改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

この変更により、従来と同様の方法による場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ984百万円減少しています。

(追加情報)

平成19年度の法人税法改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

この変更により、従来と同様の方法による場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ569百万円減少しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品補償損失引当金

当社製品の一部分について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当事業年度末自己都合要支給額）によっています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

(6) 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

213,074百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械及び装置34百万円です。

3. 保証債務等

子会社の売掛債権一括信託に係る債務等に対する保証

6,524百万円

子会社及び当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証

9,158百万円

その他の偶発債務

当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。

(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等

(2) 清算人の報酬

なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。

受取手形割引高

104百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	45,538百万円
長期金銭債権	11,050百万円
短期金銭債務	18,471百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	156,695百万円
仕入高	78,938百万円
営業取引以外の取引高	12,796百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 46,344株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、特別修繕引当金損金算入限度超過額、たな卸資産評価損、未払事業税、退職給付制度移行時未払金及び減損損失によるものであり、また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものです。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産以外に、事務用機器等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	直接 100%	ガラス製品等の販売 資金の貸付及び債務保証 役員の兼任	資金の貸付	6,000	長期貸付金	6,000
				債務保証	6,600	—	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付については融資時の市場金利に基づき決定しています。

債務保証については同社の金融機関からの借入に対して有償にて債務保証したものです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	592円43銭
2. 1株当たり当期純利益金額	110円30銭

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 5 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 尾 正 孝 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	宮 林 利 朗 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	上 野 直 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 5 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 尾 正 孝 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	宮 林 利 朗 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	上 野 直 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図るとともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容について検討を加えるとともに、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

日本電気硝子株式会社監査役会

常勤監査役	安 田	齋	Ⓜ
常勤監査役	宮 元	信 廣	Ⓜ
社外監査役	竹 内	卓 郎	Ⓜ
社外監査役	岡 田	不二郎	Ⓜ

以 上

(ご参考)

1. 連結キャッシュ・フローの状況 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,429
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 91,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,524
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 368
現金及び現金同等物の期首残高	85,391
現金及び現金同等物の期末残高	101,046

2. セグメント情報

所在地別セグメント情報 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	日 本	ア ジ ア	その他の地域	計	消去又は全社	連 結
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	155,289	210,032	2,946	368,267	—	368,267
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	154,852	11,686	50	166,589	(166,589)	—
計	310,141	221,718	2,996	534,856	(166,589)	368,267
営業費用	213,672	217,461	2,804	433,938	(166,554)	267,384
営業利益	96,468	4,256	192	100,917	(34)	100,882
II. 資 産	439,880	144,339	1,901	586,121	1,909	588,030

海外売上高 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	ア ジ ア	その他の地域	計
海外売上高	231,644	19,718	251,363
連結売上高			368,267
連結売上高に占める海外売上高の割合	62.9%	5.4%	68.3%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保に努めるとともに、株主の皆さまに対し業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した利益還元を続けることを基本とし、財務状況等も勘案しながら配当金額を決定しています。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度は薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラスの需要拡大を背景に連結・単独ともに増収・増益となったこと、また、財務体質の改善も進んだことなどを勘案し、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするべく、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

この結果、中間配当金4円と合わせ、当事業年度の年間配当金は1株につき9円となります。これは、平成19年4月1日付の株式分割（普通株式1株を1.5株に分割）前の基準で換算した場合、当事業年度の1株当たり年間配当金は13.5円（中間6円、期末7.5円）と、前事業年度と比べ実質的に2.5円の増配となります。

また、内部留保資金につきましては、将来を見据えた研究開発、FPD用ガラスを中心とした今後の事業拡充等に備えるものとし、企業価値の向上を通じて株主の皆さまのご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額2,487,849,450円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

2. 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 50,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 50,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	森 哲 次 (昭和12年1月2日)	昭和34年4月 当社入社 昭和57年6月 取締役就任 昭和63年6月 常務取締役就任 平成2年6月 専務取締役就任 平成4年6月 副社長就任 平成8年6月 社長就任 平成14年6月 社長執行役員就任 平成15年6月 取締役副会長就任 平成17年6月 取締役会長就任 (現任)	112,023株
2	井 筒 雄 三 (昭和19年12月12日)	昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任 平成12年6月 常務取締役就任 平成14年6月 取締役就任 専務執行役員就任 平成15年6月 社長就任 (現任) 社長執行役員就任 (現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：監査	58,500株
3	加 藤 博 (昭和22年1月12日)	昭和44年4月 当社入社 平成6年11月 C R T 事業本部 C R T 事業部 C R T 第二製造統括部長 平成7年11月 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. 社長就任 平成10年6月 当社取締役就任 (現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 電子部品事業本部長 (現任) 平成18年4月 専務執行役員就任 (現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：電子部品事業、薄膜事業、環境管理 〔他の法人等の代表状況〕 東陽電子硝子株式会社代表理事	31,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4	稲田勝美 (昭和23年6月17日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年11月 電子部品事業本部電子部品事業部長 平成10年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 ガラス繊維事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) コンシューマーガラス事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：コンシューマーガラス事業、ガラス繊維事業、建材事業	31,800株
5	有岡雅行 (昭和23年9月28日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年3月 ガラス繊維事業本部ガラス繊維事業部長 平成11年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部長(現任) 平成20年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：液晶板ガラス事業、プラズマ板ガラス事業	29,000株
6	阿閉正美 (昭和23年1月3日)	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 経理部長 平成12年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：経理 担当：総務、資材	39,300株
7	山本茂 (昭和28年12月19日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成14年6月 執行役員就任 平成17年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成20年4月 開発室長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：技術、技術開発、研究、特許、開発 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社電気硝子技術情報センター社長	5,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
8	稲増 耕一 (昭和27年1月30日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 人事部長 平成14年6月 執行役員就任 平成18年4月 CRT事業本部長(現任) 平成18年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：CRT事業 〔他の法人等の代表状況〕 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. 社長	14,500株
9	伊藤 修二 (昭和23年12月18日)	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 製造技術部長 平成13年6月 執行役員就任 平成19年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：環境管理、製造技術、工務、施設	17,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分担を記載しています。
3. 所有する当社の株式数は、平成20年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役岡田不二郎氏の補欠監査役として池永 薫氏を、社外監査役竹内卓郎氏の補欠監査役として魚住泰宏氏を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	池 永 薫 (昭和24年7月22日)	昭和48年4月 日本電気株式会社入社 平成16年4月 同社経理部長（現任） 平成19年4月 同社支配人兼財務内部統制推進部長（現任）	なし
2	魚 住 泰 宏 (昭和41年11月30日)	平成5年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員就任（現任）	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成20年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 池永 薫、魚住泰宏の両氏は、補欠の社外監査役候補者です。
- (2) 補欠の社外監査役候補者とした理由
池永 薫氏は、日本電気株式会社における経理業務の長年の経験と豊富な知見を有されています。これらの経験、知見を当社の監査に反映していただくためです。
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくためです。
- (3) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由
池永 薫氏は、企業における経理業務の長年の経験、豊富な知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
- (4) 責任限定契約の概要
池永 薫氏又は魚住泰宏氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

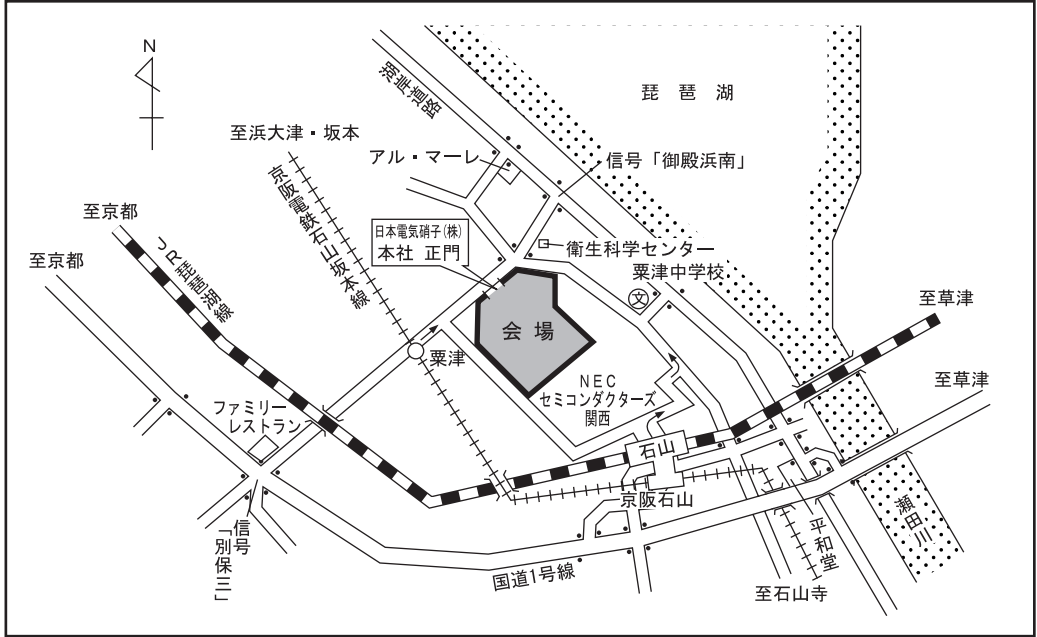
当事業年度末時点の取締役9名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与総額1億2,996万円を支給することといたしたく存じます。

以 上

(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077)537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 京阪電鉄 浜大津・坂本方面行きに乗り換え「粟津駅」下車 徒歩約2分

※駐車場の都合により、なるべく公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。